

令和4年度

第12回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第12回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日（金）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄德
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議案第1号 市川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について

議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第5号	生産緑地に係る農地の主たる従事者の証明願について	1件
議案第6号	令和4年度 第9次農用地利用集積計画の決定について	2件
議案第7号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による 事業計画の決定について	1件
議案第8号	令和5年度国有財産管理人の推薦について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	23件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	1件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	2件
報告第5号	農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について	

6. 農業委員会事務局職員

次 長	舘野 裕之
副主幹	吹上 裕三
主 査	大山 幹夫
主 任	地村 環
書 記	土田 啓介

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和4年度第12回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席1番の委員、議席2番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、大山主査を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p> <p>農政関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第8号までと、報告第1号から報告第5号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

議長	<p>議案第1号「市川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について」、審議いたします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第1号 市川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について</p> <p>議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農業委員会は区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法を指針に定めるよう努めなくてはならないとされ、市川市では平成29年8月8日に指針を制定しました。</p> <p>令和5年4月1日に農業委員会等に関する法律が一部改正され、指針の作成が努力義務から必須へと変わり、すべての農業委員会で作成することが求められております。</p> <p>また、すでに作成している農業委員会においても令和4年度中に改正の内容を反映させる必要があることから現行の指針を改定するものです。</p> <p>別紙1の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要」をお願いいたします。</p> <p>このたびの改定内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づくもので、概要としましては、</p> <p>第1に人・農地プランを法定化し、地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を市が定めること。</p> <p>第2にそれを実現するため、農業委員会は地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化を進めること。</p> <p>第3に農業を担う者の確保・育成を図る措置を講ずることが主な内容とな</p>

っており、「改正後の農業委員会等に関する法律第7条」において農業委員会が果たすべき役割に関する事項、また目標達成の状況の評価方法を指針に記載することが法制化されました。

次に、別紙2の「市川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(改定案)」をお願いいたします。

黒字で書かれた部分が改正前、見え消し部分は削除、朱色で書かれた部分が改正後となります。

主な修正点についてご説明いたします。

まず、1ページの「第1 基本的な考え方」については、農業経営基盤強化促進法の改正内容を反映させて農業委員会が果たすべき役割に関する事項を追記しました。

次に、2ページをご覧ください。

「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」、

1. 遊休農地の解消について、(1) 遊休農地の解消目標についてですが、現状の市内の農地面積は、農林水産省が行っている令和4年作物統計調査による耕地面積とし、令和4年調査の直近3年間で農地面積が20ヘクタール減少していることから、目標の面積についても、今後、3年間で20ヘクタールの減少として設定しました。

また、現状の遊休農地面積については、令和4年利用状況調査による面積とし、目標については土地の状況及び所有者の意向を踏まえて、令和15年までに農地として再生利用すべき面積である6ヘクタールを目標としました。

(2) については、大きな変更点はありません。

次に、3ページをご覧ください。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法について追記しました。

次に、2. 担い手への農地利用集積について、(1) 担い手への農地利用集積目標についてですが、

現状の農地利用集積面積については、令和4年度の見込みによる面積であり、目標面積については、第二次いちかわ都市農業振興プランの目標値である1年間あたり5.7ヘクタールとしました。

次に、4ページをご覧ください。

	<p>(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法、</p> <p>①「地域計画」作成・見直しについて及び(3)担い手への農地利用の集積の評価方法について追記しました。</p> <p>次に、3.新規参入の促進について、(1)新規参入の促進目標ですが、令和4年度実績をもとに1年間に1経営体としました。</p> <p>次に5ページをご覧ください。</p> <p>(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法については、大きな変更点はありません。</p> <p>また、(3)新規参入の促進の評価方法を追記しました。</p> <p>最後に第3「地域計画」の目標達成をするための役割として、市川市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくための市川市農業委員会の役割を追記しました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「市川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ご</p>

事務局次長	<p>ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議長	<p>はい、議長。</p>
事務局次長	<p>はい、事務局次長。</p>
議長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」 今回の申請は、1件でございます。 議案の3、4ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和5年2月21日でございます。 申請地は大野町で、地目は田、面積は525平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、議長8番の委員。</p>
議長8番の委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 現地調査は、令和5年3月2日に農地調査班第4班と区域2を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。 譲受人は、主に栗や梅を栽培している兼業農家の方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。 取得後は、栗や梅を作付けするとのこと。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案の5、6ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和5年2月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は2,449平方メートルの内313.94平方メートル、外2筆で、合計面積は、5,188平方メートルの内810.52平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席8番の委員	はい、議長
議 長	はい、議席8番の委員。

議席8番の委員	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、 現地調査は、令和5年3月2日に農地調査班第4班の委員で行いました。 申請地は、県立特別支援学校市川大野高等学校の南東側、おおむね600メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地域内にある農地以外の農地であって、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周りに鉄板を設け土砂流出を防止します。また、埋め立てはせず、敷地内は整地、転圧後、砂利敷きとします。</p> <p>雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>申請地に隣接する特別養護老人ホームの駐車場が手狭になり、従業員用の駐車場の設置要望があったため、申請に至ったものでございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p>

	<p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、着工後10日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、 今回の申請件数は、2件でございます。 議案の7、8ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は令和5年2月21日でございます。 申請地は中国分で、地目は畑、面積は176平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、建売住宅1棟を目的に所有権の移転をするもの でございます。 続きまして9、10ページをお願いします。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和5年2月24日でございます。 申請地は大町で、地目は宅地で現況は畑、面積は595.04平方メートル です。 区域区分は、農業振興地域ですが、農用地ではありません。 申請理由につきましては、建売分譲住宅3棟を目的に所有権の移転をする ものでございます。 説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に 付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席8番の委員	はい、議長
議 長	はい、議席8番の委員。
議席8番の委員	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、

<p>議 長</p>	<p>現地調査は、令和5年3月2日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、中国分小学校の南側おおむね350メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域内にある農地以外の農地であって、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックで周囲を囲い、土砂の流出を防止します。また、埋め立てはありません。</p> <p>雨水は宅地内に浸透施設を設置し、汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、どちらも前面道路側溝に接続し、排水します。</p> <p>申請地につきましては、建売住宅1棟を建築する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>続きまして、(2)の申請地は、大町小学校の南側おおむね350メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域外に位置し市街地化が見込まれる区域のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にある第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが申請地の外周部にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>雨水は宅地内に浸透施設を設置し、汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、併せて前面道路に新設するU字溝に接続し、排水します。また、埋め立てはありません。</p> <p>申請地につきましては、建売分譲住宅3棟を建築する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>以上でございます。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p>
------------	--

	<p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1) の譲受人は、東京都西東京市に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地の周辺には住宅が立ち並び、50戸連たんの要件も満たすことから住環境に適していると考えたため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和5年7月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>続きまして、(2) の譲受人は、兵庫県尼崎市に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地の周辺には住宅が立ち並び、鉄道駅や小学校等が近いことから住環境に適していると考えたため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地</p>

	<p>法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和5年10月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席9番の委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、議席9番の委員。</p>
議席9番の委員	<p>(1) 50戸連たんとはどのようなことでしょうか</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>都市計画法第34条第11号の規定に基づき市川市が条例で指定する半径150mの範囲内に50戸以上の建築物が連なっている地域において、専用住宅が建築可能となる制度です。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
議席9番の委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>

各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がございました。 お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。

事務局次長	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>令和5年2月17日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が1件提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席3番の委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、議席3番の委員。</p>
議席3番の委員	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年3月1日に第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川市立北方小学校、南西側に位置した畑2筆、面積1,024平方メートルで、主に申出人の父が農業に従事していましたが、令和4年9月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間300日です。農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「令和4年度第9次農用地利用集積計画の決定について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第6号 「令和4年度第9次農用地利用集積計画の決定について」 ご説明いたします。 議案書の13ページをお願いいたします。 本件は、令和5年2月24日付けで、市川市長より令和4年度第9次農用地利用集積計画（案）が、2件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p>

<p>議長</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席3番の委員。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>議案第6号「令和4年度第9次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年3月1日に、第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、2件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>初めに1番について、借り手の方は堀之内在住の方です。</p> <p>江東区亀戸在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、堀之内の「市川市立中国分小学校」の北東側に位置した畑2筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,427平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第9次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして2番について、借り手の方は須和田在住の方です。</p> <p>宮久保在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、柏井町で「市川市立柏井小学校」の北東側に位置した畑4筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、2,321平方メートルで、設定期間は、1年間です。</p> <p>現況は、良好に管理されておりました。</p>

	<p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第9次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「令和4年度第9次農用地利用集積計画の決定について」、1番及び2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号は、全会一致により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	議案第7号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事

<p>議 長</p>	<p>業計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の15ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和5年2月21日付けで、市川市長より都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について、提出されましたので、同法第4条第3項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席4番の委員。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>議案第7号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年3月1日に、第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、1件の都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定についてでございます。</p> <p>借り手の方は白井市在住の方です</p> <p>東国分在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、曾谷の「市川市立国分小学校」の南側に位置した田2筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,050平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>今後も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定については妥当と認め、決定す</p>

議 長	<p>るのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は、全会一致により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号「令和5年度国有財産管理人の推薦について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第8号「令和5年度国有財産管理人の推薦について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の17ページをお願いいたします。</p> <p>千葉県農林水産部から、国有財産管理人に推薦する候補者について、依頼</p>

	<p>があったものでございます。</p> <p>なお、国有財産管理人の設置人数は1名です。</p> <p>要件としましては、国有財産の見回り及び連絡通報等の職責を十分に遂行し得ると認められる者、となっております。</p> <p>業務としましては、市内にあります国有農地を定期的に見回っていただくものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、国有財産管理人の指名方法について、ご意見はございますか。</p>
議席3番の委員	<p>議長一任</p>
議 長	<p>「議長一任」との声がありました。</p> <p>それでは、私から指名することとして、よろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>現在、国有財産管理人の議席5番の委員には、平成30年度から令和4年度までの5年間にわたり務めていただきましたので、他の委員を指名させていただきます。</p> <p>推薦の要件につきましては、「国有財産の見回り及び連絡通報等職責を十分に遂行し得ると認められる者」とのことから令和5年度は議席6番の委員にお願いしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議席6番の委員、よろしいでしょうか。</p>

議席6番の委員	指名されましたので、お役に立てれば、お受けいたします。
議長	<p>よって、議案第8号は、全会一致で太田委員を「令和5年度国有財産管理人」に推薦する候補者に決定いたします。</p> <p>以上で議案の審議は、終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第1号</p> <p>「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案の19ページをお願いいたします。</p> <p>令和4年6月20日付けで相続が発生し、相続人からは、令和5年2月2日に権利取得の届出がありました。</p> <p>なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局専決分)、23件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>

事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号</p> <p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の21ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和5年2月2日から2月28日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、15件、28筆、6,927.08平方メートル、第5条の届出は、8件、12筆、2,642.92平方メートルで、第4条と第5条の合計は、23件、40筆、転用面積は、9,570.00平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては22ページから26ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」1件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第3号</p> <p>「地目変更登記に係る回答について」、報告いたします。</p> <p>議案の27ページをお願いいたします。</p> <p>令和5年1月27日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があ</p>

	<p>りました。</p> <p>土地の所在は田尻、面積は1,021平方メートル外1筆で市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況は、令和4年12月16日に農地法第5条に基づいて「倉庫」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和5年2月7日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「産業廃棄物中間処理施設用地」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」2件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
議長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第4号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の29ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている</p>

<p>議長</p>	<p>旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和5年2月3日及び2月14日に申請のあった2件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第5号</p> <p>「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」報告いたします。</p> <p>議案の31ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地法第52条に基づき、農業委員会が地域における実勢賃借料を調査して、広く情報提供をするものです。</p> <p>この賃借料情報は、全国農業会議所の「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づき、過去1年間に、実際に締結された賃貸借契約等の賃借料に関する情報を収集し作成しております。</p> <p>今回は令和4年1月から12月までの賃借料水準10アールあたりの年額について、情報提供をするものです。</p> <p>なお、賃借料情報の項目として、地域区分は設定せず、農地の種類別に田、畑、樹園地に区分し、それぞれの平均額、最高額、最低額を掲載しております。</p> <p>賃借料の平均額を農地の区分ごとに前年と比較いたしますと、田は同額、畑は2,700円値下がりし、樹園地は3,600円値上がりしております。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>

議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和4年度第12回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
-----	---